

地域公共交通の維持・再生・活性化の基盤となる交通基本法の
早期制定を求める意見書

私たちの暮らしにおいて、通勤、通学、通院、買い物などに必要な移動手段は、生活に欠かせないライフラインの一つである。

しかし、公共交通が充実していない地方においては、自家用車の有無により、移動の自由の格差が生じる。また、自動車社会の進展は、自家用車による利便性の向上の反面、自分で運転できない高齢者や身体の不自由な人、経済的理由により自家用車を持ってない人など、いわゆる「交通弱者」を生んでいる。

一方、「交通弱者」の移動手段である地域の公共交通は崩壊の一途をたどり、最も生活に身近なバス路線は、全国で毎年 2,000 キロ相当が廃止され続けているのが現状である。

熊本県下でも、民間バス事業者の収益悪化に伴う赤字路線の撤退などがあり、自治体がコミュニティバスなどの運営でかろうじて地域の足を支えているのが現状である。

さらに、熊本県は高齢化の進行が全国的にも早い地域であり、過疎地域の交通弱者のさらなる増加が心配される。

現在、憲法に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を阻害する要因である交通にかかわるさまざまな問題を解決し、交通弱者を生まない新たな社会づくりの指針となる「交通基本法案」が国会に提出されている。

この法律の成立によって、国、自治体、事業者等が一体となって、総合的かつ計画的な取組みを推進することにより、地域の実態に合うように地域公共交通が維持・再生・活性化され、国民が、真に暮らしやすい生活を実現することが求められている。

よって、国におかれては、以上の主旨を踏まえ、交通基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 15 日

熊本県議会議長 小 杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
国土交通大臣	大畠章宏様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様